

科目名	期別	単位数	開講年次	担当教員名
(新) (旧) 国際法	前期	2単位	(標) 2年 (既) 1年	古賀 幸久

授業目的	<p>① 国際社会における国際法規範の性質と実態の把握。</p> <p>② 国際法規範の体質に影響する国際政治力と地域的文化性の関わりの実態について把握。</p> <p>③ 主に以下の諸点について、国際関係における法的秩序のあり方を探る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際法と国内法の関係。 ・国家責任における国家・個人・企業等の行為による過失、無過失の判断や条件。 ・国際的な人権問題への世界的、地域的な現実的対応と課題。 ・国際経済関係の法的秩序と対処の現実。 ・国際社会と日本に係る時事的国際問題を通じた論文作成と討論。 ・国際法規範の理解のための文明論的な多文化意識の高揚の必要性に関する討論。 		
達成目標	<p>① 基礎知識と基礎理論の理解と暗記。</p> <p>② 判例等の実例問題を通して、基礎的理論と現実的対応の温度差の認識。</p> <p>③ 基礎知識と基礎理論を応用して討論や議論を通じた具体的問題への対応と論文作成。</p> <p>④ 現在進行の国際問題を通して、法的論理的思考及び地域的・多文化的なものへの対応と判断力の養成。</p>		
授業計画と予習事項	1	個人の生活と国際法との関わり、国際法の伝統的役割と現代的役割、国際政治の中における国際法の体質 (事前配布講義用説明資料)	<p>国際法の役割について個人の社会的生活や国家、国際社会と国際政治との関わりについて以下の点について論じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の国内・国際社会との関わりにおいて国際法が深く関係していること。 ・国際法の役割が伝統的な国家主権の関係の規律調整する役割の時代から現代的な国家の国内活動の相互規制や国際的な共通の目的実現のための役割へと拡大してきていること。 ・国際法の体質が歴史的に国際政治の力関係を反映して変遷していること。 ・上述の事実と現状を把握しながら、国際法の実像と理想について判断、認識し、理解すること。
	2	国際法と国内法との関係(国際法と国内法との関係をどのように調整するのか) (事前配布講義用説明資料、国際法判例)	<p>国際法と国内法の優劣関係を、国際関係の立場からと国内的立場から大別し、理論的整理と以を行うとともに以下のような現実的対応の両面から論じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アラバマ号事件等による国際法の国内的効力の問題と、国際法の国内的効力の国内法体系における位置付けの問題。 ・サバチーノ事件等による国際法の国内における実際の適用の問題と裁判所の司法判断を制限する国家行為理論の問題。 ・ヘーグ陸戦条約第三条損害賠償請求事件やシベリア長期抑留補償請求事件判決等を通して国内における国際法の自動執行性の問題。
	3	国家責任(全般的説明)。 (事前配布講義用説明資料)	<p>「国家機関の行為」の基本的定義を行う上において問題となる以下のような論点を理論的な面と現実的判例の面から論じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニカラグア事件、テヘラン事件判決を通して「国家機関」による行為であっても権限外の行為である場合や、「私人の行為」が絡んだ場合における問題。 ・アラバマ号事件、トレイル溶鉱所事件、コルフ海峡事件、テヘラン事件判決を通して、国家の違法行為が、「相当の注意義務」の欠如という「過失」の内容と性格の問題。

4	国家責任（外交的保護権との関係）（事前配布講義用説明資料、国際法判例百選）	<p>国家責任の中において展開される外交的保護権に関して、主に以下のような論点を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグロマチス・パレスティン事件、バルセロナ・トラクション事件、ホルジョウ工場事件、テキサス浚渫会社事件における判例をとおして、国家的権利としての性格の問題。 ・ノッテボーム事件、バルセロナ・トラクション事件における判例を通して外交的保護権発動の対象当事者の問題。 ・シシリー電子工業事件、インターハンデル事件を通して外交的保護権発動の要件である国内的救済完了原則の問題。
5	国家責任（違法性阻却事由）（事前配布講義用説明資料、国際法判例百選）	<p>国家責任発生の原因となる違法行為において、違法性阻却事由に関する形態のうち、主に以下のような論点を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カブチコヴァ・ナジュマロシュ計画事件、ナウリラ事、コルフ海峡事件、テヘラン事件における判例を通して復仇（対抗措置）の発動の条件の問題。 ・レインボーウォーリア号事件、カブチコヴァ・ナジュマロシュ計画事件、トリー・キャニオン号事件、アイスランド領水侵犯事件などの判例を通して、遭難や緊急避難の発動条件に関する問題。
6	論述試験	<p>これまで 5 回の講義内容についての基本的理解を確認する意味において、応用的な問題を提示して論述を行ってもらおう。これを通して、論述の方法の技術的な向上を確保することも重要な目的とする。</p>
7	国家責任まとめ（各種責任原則の特徴と意義を確認し国際法の今後のあり方を検討する）（事前配布講義用説明資料、国際法判例百選）	<p>国家責任に関する全体的まとめ。ラヌー湖事件、カブチコヴァ・ナジュマロシュ計画事件等各種判例をとおして表明された国家の過失責任と結果責任の間にある様々な責任や原則の法的位置づけを明らかにするために、過失責任原則の基本を検討し、その本質的基盤に依拠すべきことの重要性を確認する。今後の国家責任のあり方や国際法の進むべき方向性について総合的な検討を加える。</p>
8	人権保障（人権保障の全体的構造について説明）（事前配布講義用説明資料）	<p>国際法と国内法との二重構造の中における人権の現実的な保障体制の姿を一瞥し、自国民や外国人の権利が依存する法的根拠とそれらの中に置かれる人権の位置関係を認識する。その中で主に滞在外国人の入国から滞在及び出国に至るまでの権利と処遇に関し、自由権と社会権、さらに特殊な人権の全体的位置づけを慣習国際法と条約、更に国内法と国内管轄権の観点から検討する。</p>
9	人権保障（条約上の保障の实体）（事前配布講義用説明資料、国際法判例百選）	<p>難民、外国人の一般犯罪や政治犯罪、麻薬犯罪、テロ、ジェノサイド等の国際犯罪への対応など、様々な条約上における人権保障のあり方を検討する。裁判の手続きの面における問題点なども認識する。司法試験形式の論文を作成させ、それに基づいた討議や説明を促す。</p>
10	人権保障（慣習国際法上の保障の实体）（事前配布講義用説明資料、国際法判例百選）	<p>国際人権規約等の一般的な条約における人権保障のあり方と、人権保障義務の国内的履行のあり方について検討する。ヨーロッパ人権条約などの地域的人権保障との比較において今後の課題も探る。判例のまとめ資料、関連論文問題の課題を提示し、討議・説明を促す。</p>
11	国際経済法（全体的説明：南北問題と国際法との関係を中心に）（事前配布講義用説明資料）	<p>1950年代から現在におけるまでの国際経済関係における国際法の体質の変遷を南北問題を中心に説明。途上国と先進国のそれぞれに対する要望と対応の変遷を主に民族自決と資源ナショナリズムの観点から検討。今後の国際法の展開・展望探る上での参考にもなる分野である。</p>
12	国際経済法（外国人財産の国有化）（事前配布講義用説明資料、国際法判例百選）	<p>ホルジョウ工場事件、ブリティッシュ・ペトロリアム事件、リアムコ対リビア事件、テキサコ対リビア事件、クウェート対アミノイル事件などの判例を通して、国有化のための公益原則、無差別原則、補償の原則、安定化条項の性質などについて検討。司法試験形式の論文を作成させ、それに基づいた討議や説明を促す。</p>

13	国際経済法（国家経済活動と世界貿易機関（WTO）協定との関係、WTOの紛争解決制度）（事前配布講義用説明資料、国際法判例百選）	マグロ・イルカ事件、エビ・ウミガメ事件、米国バード修正条項などの判例や国内的措置を通して、WTO協定と国家経済活動の関連を検討する。併せてWTOにおける紛争解決制度の実態についても探る。時間的余裕があれば非法律的・法律的な国際紛争の多様な解決方式についても認識を深める。
14	国際法時事的問題（日本に関係する国際的問題）（事前配布講義用説明資料、国際法判例百選）	北方領土、尖閣列島、竹島等の領域問題について検討。これらの領域問題を解釈するにあたり参考となる先例（プレアビヘア寺院事件、クリッパートン島事件等）を検討する。併せて、国際政治と国際法の実態的關係について探る。
15	地域的慣習国際法の存在（イスラム国際法を例として）（事前配布講義用説明資料、国際法判例百選）	今後の国際法の課題として文明論的な観点から、例えばイスラム文化圏において発展したイスラム法を核とするイスラム国際法とその考え方を検討し、将来の法曹として求められる国際的感性豊かな多文化の理解の必要性を探る。
16		
授業方法・予習上の留意点(各回指示以外) 自習事項	<p>授業方法：基礎力確認の講義の後、ソクラテスメソッドによる内容把握を行う。</p> <p>予習方法：事前に学内メールにて資料（事前配布講義用説明資料、判例、その他参考資料）を送信。講義前において受講生に既に問題点が把握・理解されており、講義では議論が直ちに展開されるようにする。受講生が事前に自己の意見や質問を準備しておけるように、講義前にメールにて意見や質問を提出することを義務付ける。</p> <p>授業以外の重要項目：講義用説明資料と同様の形式・内容の資料を別途作成してメールにて送信する。自習による理解を深めるためには参考文献を付す。</p>	
評価方法と評価基準 (期末試験、レポート、ディベート等)	<p>模擬試験形式で月1度、司法試験形式の論文を作成させ、それに基づいた討議や説明を義務付け、提出させる。各自が興味を深めたい課題についてレポート形式の論文作成を最終段階で求める。評価はこれらの論文を基本とする。その他、各自がメールにて提出した意見や質問内容、授業中における対話やディベート内容も評価の対象に含ませる。</p> <p>(評価配分) 月一度の論文計3回50%、レポート形式の論文30%、その他(対話・ディベート等)20%</p>	
テキスト 独自教材	<p>国際法（有斐閣Sシリーズ）</p> <p>国際法判例百選（有斐閣別冊ジュリスト）</p> <p>講義用説明資料（独自作成教材：毎回配布）</p>	
参考書	<p>資料で読み解く国際法（上）第2版 東信堂</p> <p>資料で読み解く国際法（下）第2版 東信堂</p>	